

一般社団法人愛知県認知症グループホーム連絡協議会 役員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人愛知県認知症グループホーム連絡協議会（以下「本会」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の選任、選挙の管理・運営を円滑に行うことを目的として定める。

(選挙の種類と方法)

第2条 役員選挙は2年に一度行う通常選挙と、役員に欠員あるいは増員が生じた場合に行う補欠選挙の二つとする。以下、本規則において役員選挙および選挙とは両方の選挙のことを指す。

- 2 理事選出における選挙区は名古屋知多支部・尾張支部・三河支部の3つとする。
- 3 監事選出における選挙区は愛知県全域の1つとする。
- 4 理事選出における各選挙区から選出する定数は、選挙告示前にあらかじめ理事会で定められた全体の理事改選人数を、選挙管理委員会において各選挙区内の正会員事業所数をもとに配分し、告示するものとする。
- 5 役員選挙は郵便投票によるものとする。
- 6 役員選挙の結果は、社員総会に報告され、承認の議決を得て確定する。

(選挙権)

第3条 選挙において投票を行うことのできる者は、選挙告示日において正会員の資格を有している各事業所とする。

(被選挙権)

第4条 理事の選挙を受けることのできる者は、以下のすべてを満たしているものとする。ただし、理事会の承認がある場合はこの限りではない。

- ① 所属する法人が、選挙告示日において、その前々年度以前から引き続き正会員の資格を有していること。
 - ② 所属する法人から当協議会の役員として活動することを認められていること。
 - ③ 過去に除名等の処分を受けたことがないこと。
- 2 役員選挙を受けることのできる者は、1事業所からは1名、同一法人からは全選挙区合わせて2名までとする。

(選挙管理委員会)

第5条 役員選出に係る公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、理事会が委嘱した委員により構成する。

- 2 選挙管理委員は役員以外の会員とし、2名以上3名以内とする。
- 3 選挙管理委員は再任を妨げない。
- 4 選挙管理委員は被選挙権を失うものとする。

第6条 選挙管理委員会委員長は、委員の互選により決定する。

第7条 選挙管理委員会は、理事会により承認を受けた日から、改選者が社員総会において役員選任されるまでの間設置する。

2 選挙管理委員会の委員が補欠選挙における理事会推薦候補となる場合は、当該委員に対する後任の就任をもって委員を辞し、その後理事会推薦候補となる。

(選挙管理委員会の用務)

第8条 選挙管理委員会は、役員選挙を実施する。

2 通常選挙における選挙管理委員会の業務範囲は以下の通りである。

- ① 選挙日程の決定
- ② 選挙告示書及び理事立候補届の作成・発送
- ③ 理事立候補届出書及び監事候補者推薦届の記入項目確認
- ④ 理事立候補届受理証または不受理証の作成・発送
- ⑤ 選挙公報及び投票用紙の作成・発送
- ⑥ 投票用紙の受理と保管
- ⑦ 開票及び投票結果の集計並びに判定
- ⑧ 理事会への投票結果の報告及び会員への広報
- ⑨ その他上記に属さない本会事務局との連絡調整

3 補欠選挙における選挙管理委員会の業務範囲は以下の通りである。

- ① 選挙日程の決定
- ② 理事候補者推薦届もしくは監事候補者推薦届の記入項目確認
- ③ 選挙公報及び投票用紙の作成・発送
- ④ 投票用紙の受理と保管
- ⑤ 開票及び投票結果の集計並びに判定
- ⑥ 理事会への投票結果の報告及び会員への広報
- ⑦ その他上記に属さない本会事務局との連絡調整

(委員補佐)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の準備および開票作業等に関して、必要に応じて候補者以外の若干名の委員補佐を指名することができる。委員補佐は、選挙管理委員会指示のもと、選挙の準備および開票作業等の補助を行う。

(理事立候補者及び監事候補者の受付および選定)

第10条 通常選挙の理事立候補者及び監事候補者の受付は、以下のように行う。

- ① 理事立候補者は、選挙告示日より定められた期間内に定められた様式により選挙管理委員会に理事立候補届を提出しなければならない。
- ② 選挙管理委員会は、理事立候補の届けがあった場合には、選挙規則第4条の要件を満たしていることを確認し、理事立候補届受理証または理事立候補届不受理証を理事立候補者宛てに返送する。
- ③ 理事会は、選挙告示日より定められた期間内に定められた様式により選挙管理委員会に監事候補者推薦届を提出しなければならない。

④ 定められた期間を経過した時点において、受理した理事立候補者数が改選数を下回る場合は、以下の手順に従い、理事会推薦候補者を加えて候補者数が改選者数を一致または上回るようにする。

(ア) 選挙管理委員長は理事会に対して、受理した理事立候補者名簿とともに不足数を通知する。

(イ) 理事会は、速やかに不足数と同数の理事候補者を選出し、選挙管理委員長へ理事会推薦候補者名簿を提出する。

2 補欠選挙の理事候補者及び監事候補者の選定は、以下のように行う。

① 理事会は、定められた様式により選挙管理委員会に理事候補者推薦届、監事候補者推薦届の片方もしくは両方を提出しなければならない。

(投票用紙)

第11条 投票用紙には、全ての候補者の氏名と所属を記載し、理事候補者と監事候補者は明確に区別し、理事会推薦理事候補者がいる場合は、理事立候補者と区別して記載する。

2 偽造防止に関しては、選挙管理委員の定める印をもって対応する。

(投票の方法)

第12条 投票用紙の記入および返送の手続きは以下のように行う。

① 正会員は郵送された投票用紙をもちい、指定された期間内に選挙管理委員会に返送する。

② 理事候補者は、定員数以内の○印を記入する様式とする。指定の定員数を超えて記入してはならない。

③ 監事候補者は、承認しない場合に×印を記入する様式とする。

(開票の手順)

第13条 開票の手続きは以下のように行う。

① 開票作業は以下の手順で行う。

(ア) 投票総数を集計し、それらを有効票、無効票に分類する。

(イ) 以下のいずれかに該当する投票は無効とする。

- ・ 選挙管理委員会が指定した以外の投票用紙
- ・ 投票期日を過ぎた消印の投票用紙及び消印のない投票用紙
- ・ 所定の定員数を超えて投票した投票用紙
- ・ 投票内容が不明確な投票用紙

② 有効投票数を算定する。

③ 理事候補者の得票数を算定する。

④ 監事候補者の非承認数を算定する。

(選挙の成立条件)

第14条 有効投票数が選挙告示日の正会員数の5分の1を超える場合に選挙が成立するものとする。

(選挙結果の判定)

第15条 選挙結果の判定は以下のように行う。

- ① 理事候補者の得票数の多い者から上位定員数を当選とする。但し、得票数が選挙告示日の正会員数の10分の1を超えない場合には落選とする。
- ② 理事候補者の得票数が同数で定員数を超える場合には、以下の順で判定し、定員数の当選者を決定する。
 - (1) 会員歴の長さ (2) 所属事業所の定員数の多さ
- ③ 監事候補者の非承認数が選挙告示日の正会員数の10分の1を超えた場合は非承認とする。

(選挙結果の報告)

第16条 選挙結果の報告及び広報は以下のように行う。

- ① 選挙管理委員会は、選挙結果が確定した時点で理事会に報告する。
- ② 報告の内容は以下の内容を含むものとする。
 - (ア) 理事候補者氏名
 - (イ) 監事候補者氏名
 - (ウ) 投票における有効票数、無効票数
 - (エ) 選挙の成立および不成立の要件
 - (オ) 理事立候補者の得票結果及び当落リスト
 - (カ) 監事候補者の非承認結果
 - (キ) その他、当該選挙における特記事項
- ③ 上記報告は書面もしくは電磁的方法にて代えることができる。
- ④ 選挙管理委員会は、選挙結果が確定した日から1週間以内に理事候補者及び監事候補者に所定の様式にて選挙結果を報告するとともに、速やかに会員に結果を広報する。

(その他)

第17条 選挙管理委員会は、選挙の管理・運営について本規則に定める以外の事項が生じた場合は理事会と協議を行い業務を遂行する。

第18条 本規則の改定は、理事会で行う。

附則

1. 本規則は、平成24年2月7日より実施する。
2. 本規則は、平成26年5月13日より実施する。